

指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針案に寄せられた御意見及びそれに対する考え方

○御意見の内容及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>基本的に異議なし。意見としてご活用いただきたのが農業系ゲノム編集である。生命科学に比べ本技術の利用が国内では少なく、北米では害を取り除くゲノム利用の記事を読む機会が多い。ご検討の一つとしていかがでしょうか。以上</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>今回の指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（以下「総合防除基本指針」という。）の策定に当たっては、指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な事項として、総合防除基本指針の別紙1に、各都道府県で利用可能な一般的かつ基本的な防除技術等を記載しました。</p>
2	<p>ケイ酸質肥料の使用については、物理的な強化（細胞レベルでの効果があり、虫による摂食時の口吻部へのダメージの発生（多くの植物でごく小さいアブラムシなどはケイ酸施肥だけで死滅するようになる。）や菌・ウイルス等の侵入への耐性が備わる。）及び化学的耐久性（アンモニア・硫化水素への耐久力や葉の酸化による枯れの減少、有害ミネラルの低活性化や高濃度の塩による害の低減等）の向上と成長の促進及び省施肥化が見込めるので、いね以外にも推奨された方が良いのではないかと考える。（ただし、作物において植物体中のケイ酸の増加による悪影響がある場合はこの限りではないが、しかし、一般に、果樹も含め、好影響を与える事が多いと思われる。）（なお、有機農法においては、ケイ酸含有率の高い砂である珪砂（天然のもの）を用いる事で対応が可能と思われる（※ただし、ナトリウム量についてごく少ないものを用いないとナトリウムによる問題の発生がある事については注意すべきと思われる。））</p> <p>また、ホウ酸施肥についての記述が無いが、細胞壁強化に有用な肥料であるので、害が出ない範囲（環境に対しての害含む）においての適量施肥について推奨されると良いのではないかと考える（足りない場合の害はかなり大きいので。）。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>植物防疫法第22条の2第3項の規定に基づき、農林水産大臣は少なくとも5年ごとに総合防除基本指針に再検討を加え、必要があるときは変更するものとされています。このことから、再検討を行う時点において各都道府県で利用可能な一般的かつ基本的な防除技術等が新たに確認されれば、記載の追加を検討したいと考えております。</p> <p>なお、これ以外にも、普段から最新の科学的知見の収集等に努めるとともに、新たに得た知見や確立された防除技術等に関する優良事例等の収集及び整理を行い都道府県等へ情報提供を行うことにより、都道府県等による農業者への防除指導や農業者自らが総合防除に取組みやすい環境の整備を行ってまいります。</p>

3	<p>有害動植物の駆除のために、できるだけ有害な化学農薬等を使わないように配慮している点は評価できます。</p> <p>予防や発生時の対応で農家等に負担がかかることが想定されますが、それへの適切な補助金、サポート等も充実させてください。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>引き続き、総合防除の推進のために必要な予算の確保に努めるとともに、総合防除の必要性や総合防除を推進する仕組み等について、農業者の理解の促進に努めてまいります。</p>
---	--	--

※ 意見公募手続の実施後に技術的修正を行っております。